

別表三（二）の記載の仕方

この明細書は、法人が平成10年改正措置法附則第20条第1項（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）、平成10年改正措置法令附則第17条第1項（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）、平成10年改正前の措置法第62条の3第1項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）、平成8年改正前の措置法第62条の3第1項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は平成8年改正措置法附則第15条第1項後段（土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。